

基本目標
3

資源循環の輪をつなげるまち

基本方針

北区は、これまで将来世代に継承できる持続的発展が可能なまちをつくるため、3R*（リデュース*・リユース*・リサイクル*）を区民・事業者との協働により推進してきました。

更なるごみの減量化と資源の有効利用の推進のため、プラスチック使用製品の分別回収や食品ロス*対策などの取組みとともに、区民や事業者へのきめ細かい情報提供など、ごみの発生抑制*・排出抑制を第一とした施策により、「区民1人1日あたりのごみ総排出量※」の削減を図ります。

これらの取組みにより、「2050 カーボンニュートラル*」「持続可能な資源循環型地域社会*の形成」を目指します。また、有害・危険なごみは安全に処理し、ごみ出し困難者へのきめ細かな対応や、災害廃棄物を円滑に処理できる体制を構築することで、安全で安心なごみの適正処理を推進します。

※ 区が収集する可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、区の許可業者が収集する持込ごみの合計量（ごみ排出量）に、区が回収する資源と集団回収により回収される資源を加えた量。

基本施策

(5) 資源循環型システムの推進

- ① ごみの減量化の推進
- ② 資源の有効利用の推進
- ③ 持続可能な消費行動への転換に向けた普及、啓発

(6) ごみの適正処理の推進

- ① 収集運搬体制の充実
- ② 安定的な処理体制の維持

主に関連する SDGs の目標・関連施策



- (1) 脱炭素社会に向けた緩和策の推進
- ③ 脱炭素型まちづくりの推進

- (2) 気候変動適応策の推進
- ① 自然災害対策の推進

基本施策 (5)

資源循環型システムの推進

1. 現状

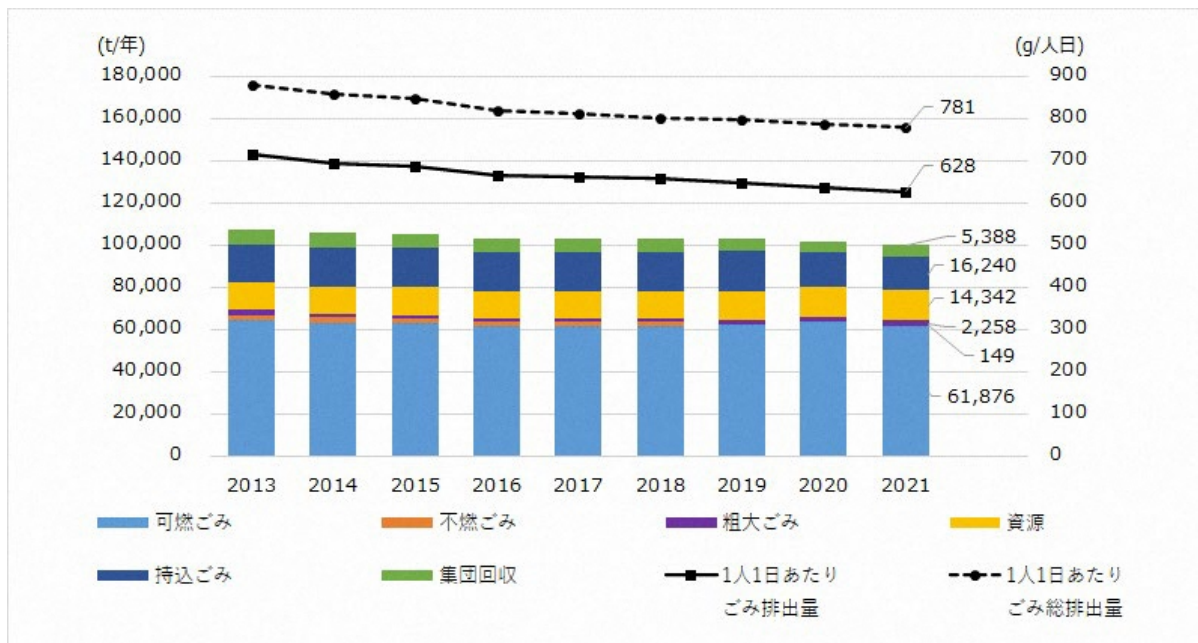
令和3（2021）年度の北区のごみ（可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ）の収集量は64,284 tであり、平成27（2015）年度までは減少傾向にありましたが、近年は65,000 t前後で推移しています。

北区では、3R*の中でも優先順位の高い2R（リデュース：発生抑制*・リユース：再使用*）の取組みを評価するために、ごみの収集量に回収した資源量を加えたごみ総排出量を目標指標としています。令和3（2021）年度において、区民一人一日当たりのごみ総排出量は781g/人・日となっており、特別区の平均883g/人・日を下回っています。

北区では、古紙をはじめ、びん、缶、ペットボトル、紙パック、発泡トレイなどを、資源や地域の特性に応じた回収を行っているほか、紙類などは集団回収を推奨し、ごみの再資源化に努めています。

令和3（2021）年度の資源回収量は14,342 tとなっており、近年は増加傾向にある一方、集団回収量は5,388 tとなっており、平成26（2014）年度以降、減少傾向が続いています。

◆ごみ総排出量の推移



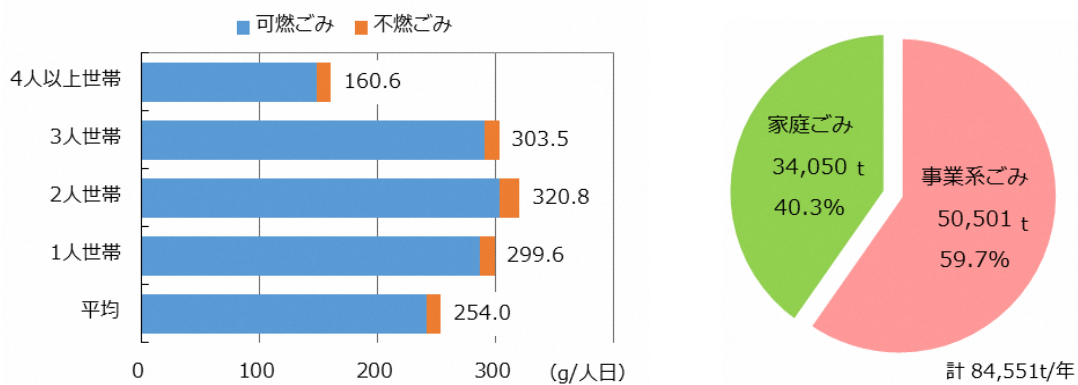
出典：北区の環境ほか（令和3年度）

北区のごみの組成に着目すると、令和元（2019）年度に実施した北区のごみの排出原単位調査から推計される、家庭ごみと事業系ごみの割合は約40：60となっており、世帯人数別のごみ排出量の平均は可燃ごみが242g、不燃ごみが14gです。

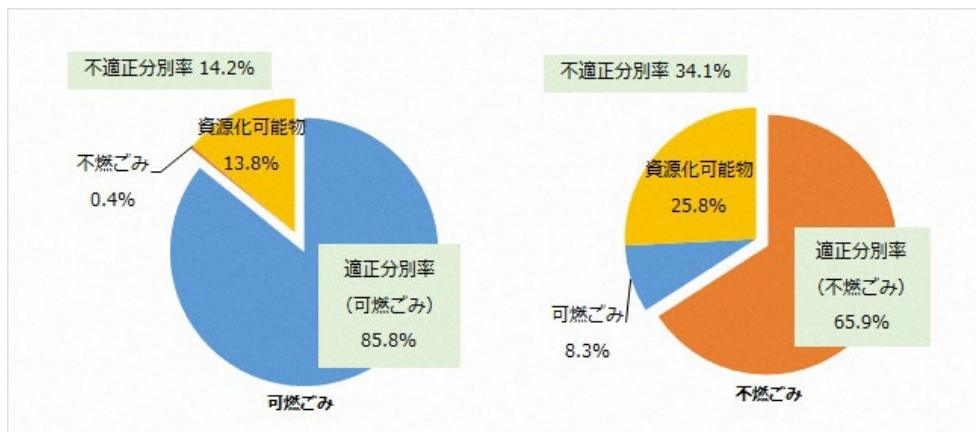
可燃ごみの中には資源化可能物が13.8%、不燃ごみが0.4%、合計で14.2%の分別不適物が混入しており、不燃ごみの中には資源化可能物が25.8%、可燃ごみが8.3%、合計で34.1%の分別不適物が混入しています。

また、大量の食品ロス*が発生していることが問題となる中で、北区における食品ロスの削減に向け、令和3（2021）年10月、北区食品ロス削減推進計画を策定しました。

◆世帯人数別のごみ排出量（令和元年度） ◆家庭ごみと事業系ごみの割合（令和元年度）



◆資源化可能物及び不適正分別の割合（令和元年度）



出典：北区一般廃棄物処理基本計画 2020（令和2年）

2. 課題

ごみが排出される前の段階で「ごみを作らない」というライフスタイルやビジネススタイルの普及に努めつつ、ごみとして排出されたものを再生利用*（リサイクル）するなど、より一層のごみ減量化を進めていく必要があります。リデュース*・リユース*に加えて、サーキュラーエコノミー*やシェアリングエコノミー*などの意識が浸透しつつありますが、ごみ集積所や資源回収ステーションの維持管理の担い手確保は難しくなっています。

北区では事業系ごみのごみ排出量の約6割を占めていると推計され、排出事業者の規模や業種に合わせた指導・助言を行うことにより、事業系ごみの減量を促進する必要があります。

また、ごみの中には、資源として利用できるものも混入しており、分別の徹底を周知・啓発するとともに、資源化を行う品目の拡大を検討する必要があります。

このほか、食品ロス*削減の強化が求められているほか、海の生態系*に甚大な影響を与え、世界的な問題となっているプラスチック製品についての生産・使用の削減が必要とされています。特にレジ袋やペットボトルなど、使い捨てが中心の容器包装等のワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用抑制に向けた一層の取組みが必要となっています。

3. 成果指標

項目			目標	現状値	
				数値	年度
リサイクル率（資源化率）	%	21.4	19.7	R3	
外出時の持ち歩き	マイバック	%	90.1	88.7	R3
	マイボトル	%	65.5	50.3	R3

4. 北区の取組み

1 ごみの減量化の推進

広報紙やホームページ、SNS、パンフレット、ポスター等を活用して、ごみの発生抑制*（リデュース）と再使用*（リユース）によるごみの減量化のための情報を継続して提供します。

また、区民や事業者の主体的な発生抑制の取組みを推進するために、地域と連携し、ごみをつくらない、出さないための行動を呼びかけていきます。

◇家庭におけるごみの発生抑制

可燃ごみの更なる減量を促すとともに、マイバッグ・マイボトルの持参やリユース商品の推奨や海洋プラスチック*ごみ問題に関する普及啓発を行い、ワンウェイプラスチックの使用抑制を図ります。

◇事業所におけるごみの発生抑制

事業系ごみの排出に関する事業者に合わせて啓発・指導（立入検査、再利用計画書の届出など）を行います。

ワンウェイプラスチックの使用抑制や食品ロス*削減などのごみ減量等に取り組む優良事業者を対象とした表彰や取扱商品・事業の紹介などを支援する制度の創設を検討します。

◇食品ロス削減に向けた取組み

リデュースクッキングレシピの活用、フードドライブ等の制度運用などを推進し、食品ロスの削減を含めた生ごみの減量を図ります。

2 資源の有効利用の推進

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行の機を捉えてプラスチックの資源化を進めるとともに、資源がごみとして排出されないよう、ごみの分け方や出し方について必要な情報を分かりやすく区民や事業者提供し、分別排出の徹底を図ります。

また、不用となったものを再使用、再生利用*するなど、ごみにしない仕組みづくりを行うとともに、びん・缶・ペットボトルのステーション回収をはじめ、集団回収活動への支援など、誰もが参加しやすい資源循環の輪をつなげていきます。

事業者に対しては、自己処理の原則に則った適正な処理を促進するための啓発及び指導を行うとともに、リサイクルへの取組みにつなげるための情報発信を行っていきます。

◇家庭における資源循環

区民まつり・環境展・消費生活フェア等の区内イベントやエコ広場館を活用し、プラスチックや雑がみなどの資源化に関する情報発信を行っていきます。また、清掃車等を活用した環境学習、リサイクル体験など、ごみや資源に関する環境学習の機会を拡充します。

集団回収活動の担い手発掘や登録制度による回収事業者支援など、区民主体の集団回収を支援します。

◇事業所における資源循環

事業系ごみの排出実態の把握に努め、事業者の希望や業種に合わせた効果的な排出指導や小規模事業者への支援を進めます。

3 持続可能な消費行動への転換に向けた普及、啓発

持続可能な経済成長・発展を実現する経済システムである循環経済への転換に向けて、循環経済の意義について周知するとともに、区民に対してエシカル消費*行動（P81 コラム参照）を呼びかけ、ワンウェイプラスチックの使用抑制や食品ロス*削減に向けた行動変容を促していきます。事業所に対する環境配慮型商品・製品の設計・製造・販売を呼びかけていきます。

◇サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行推進

環境等に対して十分配慮された商品やサービスを選択・購入するエシカル消費の普及・啓発や、不用となったものを再使用*や再生利用*するなど、ごみにしない仕組みづくりを行うとともに、静脈産業*の活性化に向けた支援を推進し、サーキュラーエコノミー*、シェアリングエコノミー*への移行を促進していきます。

区民に期待される行動

1. ごみの分別を徹底し、混入物のない適正なごみ排出をします。
2. マイバッグ・マイボトルの持参を習慣化し、ワンウェイプラスチックの使用を減らします。
3. 食品は、食品ロス削減レシピの活用による調理法の工夫、必要な分だけの計画的な購入、「ローリングストック*」の実践など、無駄な廃棄をなくすよう心がけます。
4. リサイクル・リユースできるものは資源として分別して排出するとともに、生ごみの水切りなど、ごみの減量化に努めます。
5. 集団回収やごみ収集・リサイクル回収に関心を持ち、積極的に参加するよう努めます。
6. エコマークやグリーンマークなど環境に配慮した商品の購入やリターナブル（再使用できる）な製品の利用を心がけます。

事業者期待される行動

1. 事業活動に伴い発生した一般廃棄物*は自己処理の原則に則り、適正に処理します。
2. 産業廃棄物は処理業者に委託して適正に処理し、マニフェストにて管理します。
3. マイバックの推奨や過剰包装の抑制など、ワンウェイプラスチックの使用削減やごみの減量化に資する取組みを進めます。
4. 調理法の工夫や宴会時の「30・10 運動*」啓発など食品ロス削減に資する取組みを進めます。
5. リターナブル（再使用できる）な製品や再生材料を利用した商品など、環境負荷*の少ない商品の製造・販売に努めます。

コラム~Column~

エシカル消費

●エシカル消費とは？

エシカルとは、「人や地球環境、社会、地域におもいやりのある考え方や行動」を意味し、エシカル消費*とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことで、持続可能な開発目標(SDGs)の17のゴールのうち、特にゴール12「つくる責任 つかう責任」に関連する取組みです。

●エシカル消費の取組み

人・社会への配慮

私たちの身の周りには、食品や製品には、原材料が作られ、加工され、私たちの手元に届くまでにたくさんの人が関わっています。原材料の多くを生産する発展途上国には、安い賃金で働いており十分に生活することができず、貧困に苦しむ人たちがいます。

人・社会に配慮された商品を見つけて、選んで購入することで、より多くの人々が持続可能な生活を送れるようになります。

- ・フェアトレード認証商品
- ・売上金の一部が寄付につながる商品
- ・障害者支援につながる商品を選択するなど

地域への配慮

遠方で生産・製造された食材や商品がインターネットを通じて、いつでもどこでも好きなだけ購入できるネットワークが私たちの生活の中に浸透しています。

「簡単」、「便利」に購入できることは魅力的ですが、「地域の振興」も買物では大事な視点の一つです。地元の食材を「選ぶ」ことや地元のお店で商品を「買う」ことは、地元を「応援する」ことにつながります。

- ・地産地消
- ・被災地で作られたものを購入することで被災地を応援する
- ・伝統工芸品を購入する など

環境への配慮

大量生産・大量消費・大量廃棄の暮らしによって、地球温暖化*や海洋汚染などが発生し、生態系*が破壊され、エネルギー資源が減少し、異常気象による農作物への被害などが深刻化しています。

地球環境の現状や問題を「自分には関係ない遠い話」と見過ごすのではなく、より良い未来に向かって、一歩を踏み出しましょう。

- ・エコ商品を選ぶ
- ・レジ袋の代わりにマイバッグを使う
- ・資源保護の認証がある商品やCO₂削減の工夫をしている商品を購入する
- ・マイボトルを利用する
- ・食品ロス*を減らす
- ・電球を省エネLEDに交換する
- ・地域のルールに沿ったごみの分別を徹底するなど

みんなで支え合う社会へ

一人一人が、思いやりを持った消費行動を心掛けて、商品が届くまでの背景や廃棄された後の影響を考え、そこにある課題を知り、その解決につながるようなモノやサービスを利用することが、次の世代へバトンをつないでいく私たちの役割です。

消費と社会のつながりを「自分ごと」として捉え、世界の未来を変えるために、今から行動しましょう！

- ・必要なものを必要な分だけ購入する
- ・今のことだけを考えず、未来への影響を考える
- ・海外で問題となっている社会的課題に目を向ける
- ・自分のことだけを考えず、相手のことを考えて行動する
- ・ユニバーサルデザイン
- ・ダイバーシティ(多様性の尊重等) など

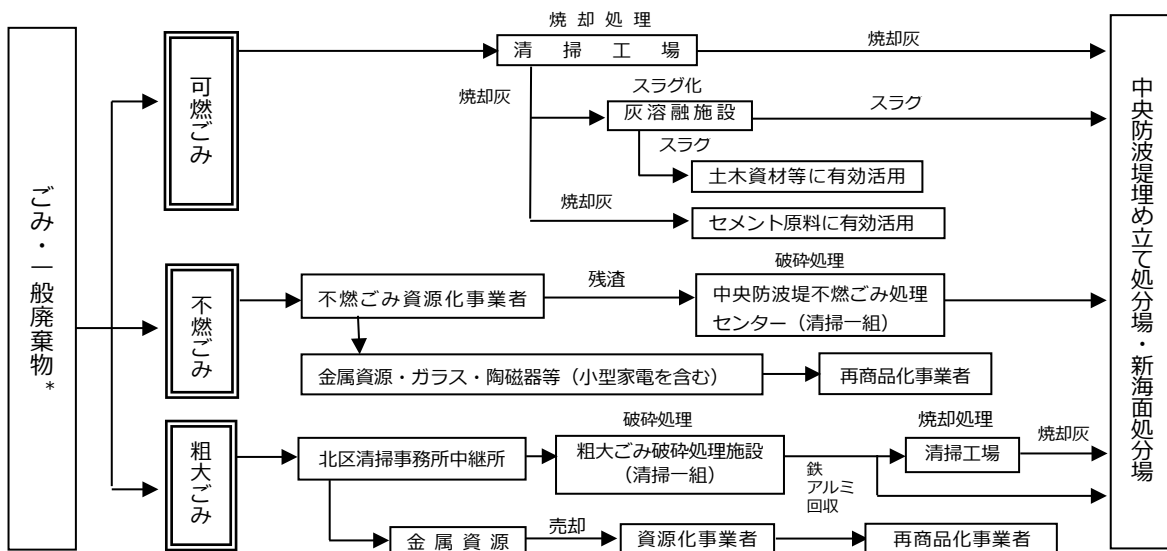
出典：エシカル消費特設サイト(消費者庁)

1. 現状

ごみ収集では、毎日多くの車両が稼働しており、二酸化炭素の排出といった環境への負荷を与えています。また、高齢化が進行する中、ごみ出しが困難な世帯の増加や、在宅医療の普及に伴い、家庭ごみに医療廃棄物が混入するなどの問題が発生しています。

東日本大震災の教訓も踏まえ、災害発生後の早期復旧・復興のためには、膨大な量の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理できる体制を平時から築いておくことが重要であることから、平成31（2019）年3月に「北区災害廃棄物処理計画」を策定しました。

◆北区のごみ処理経路（家庭ごみ）



※清掃一組：東京二十三区清掃一部事務組合

2. 課題

区民にとって分かりやすく、利便性の高い清掃リサイクル事業が求められているとともに、脱炭素社会*に向けた環境負荷*の少ない効率的な収集運搬体制の構築が必要です。また、高齢者等のごみの排出が困難な区民などに対し、地域や個別の状況に応じたよりよい収集の方法について検討を進めていく必要があります。

最終処分場への影響を最小化するために、焼却処理や選別処理などごみの中間処理について、安定的な体制の維持が求められています。

また、水銀含有廃棄物や医療廃棄物など有害性や危険性のある廃棄物については、安全かつ適正に処理することが必要です。さらに、各地で頻発する自然災害を踏まえて、災害廃棄物を適正に処理する体制を予め構築しておくことや、感染症等にも対応する事業継続可能な体制を整備する必要があります。

3. 成果指標

項目		目標	現状値	
			数値	年度
区民1人1日あたりのごみ総排出量	g	700 (R11※)	781	R3
区民1人1日あたりのごみ排出量	g	563 (R11※)	628	R3

※「北区一般廃棄物処理基本計画 2020」の目標設定年度

4. 北区の取組み

1 収集運搬体制の充実

プラスチック資源の回収や高齢者世帯の増加など将来のごみを取り巻く環境の変化に対応するとともに、環境と安全、経済性に配慮した収集・運搬を行います。

◇効率的・効果的なごみの収集・運搬の推進

高齢者等のごみの排出が困難な区民に対する効果的なケアや戸別収集の拡大の検討、集合住宅への対応など、排出者や地域の特性に応じた効率的なごみの収集・運搬を推進します。

◇プラスチックごみ回収事業の展開

国や都におけるプラスチックの資源化に向けた取組みを踏まえ、可燃ごみとして収集しているプラスチックごみの分別回収を滝野川地区で先行して実施します。また、令和5(2023)年度より区内全域に展開し、容器包装プラスチックや製品プラスチックについて資源化への取組みを推進します。

2 安定的な処理体制の維持

東京二十三区清掃一部事務組合や民間の事業者と連携し、ごみの安定的な処理と確実な資源化の推進を図るほか、清掃工場が安定して操業するためにも搬入基準を満たさないものや水銀等有害物質が混入しないよう、広く周知を行います。

◇ごみの安定的な処理体制に向けた取組み

東京二十三区清掃一部事務組合と連携し、搬入指導の強化を図り、安定的な中間処理を推進します。また、事業者との連携により確実な資源化を推進することで、最終処分量の削減に向けた協力体制を強化していきます。

北清掃工場については、最新の公害防止設備を導入し、環境負荷*を抑えるとともに、燃焼による熱エネルギーを発電や地域への熱供給として還元する処理施設への建て替えを進めます。

◇ごみの適正排出に向けた取組み

水銀混入ごみ、医療廃棄物など有害性や危険性のある廃棄物については、法令に基づく安全かつ適正な処理がなされるよう分別・排出ルールの啓発・指導を実施します。

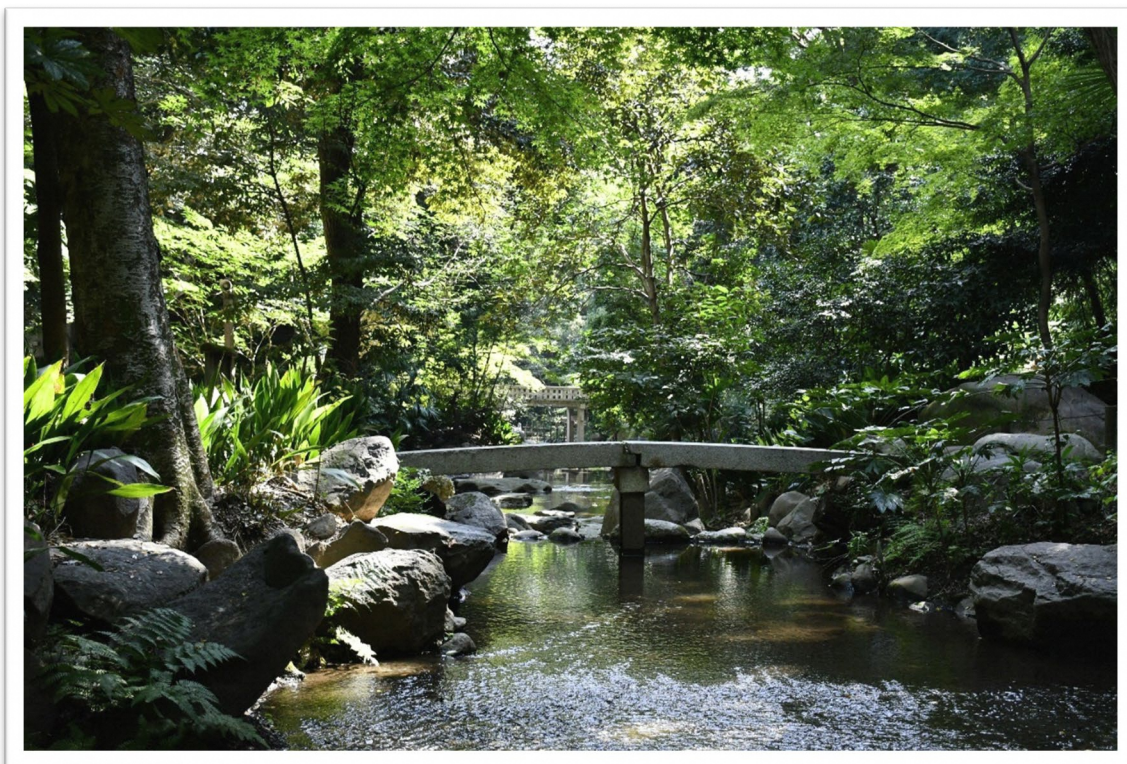
不適正排出の予防・対策を関連所管の連携により推進します。

区民に期待される行動

1. ごみと資源の円滑な収集回収のため、分別を徹底するほか、排出場所や日時を守ります。
2. ごみの埋立最終処分場の使用可能年数を伸ばすため、ごみの排出抑制やリサイクル*に努めます。
3. PC、テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコンを廃棄する際は、ルールを守ります。
4. 蛍光管や水銀体温計など、水銀を含む廃棄物やバッテリー、カセットボンベ等の危険性のある廃棄物の適正な排出を徹底します。
5. 区で収集を行っていないものを捨てる場合は、販売店や指定の回収業者に依頼する等、適正な処理を行います。

事業者に期待される行動

1. 自己処理の原則に則り適正に処理を行うほか、ごみと資源の円滑な収集回収のため、分別を徹底し、決められた排出方法を守ります。
2. ごみの埋立最終処分場の使用可能年数を伸ばすため、ごみの排出抑制やリサイクルに努めます。
3. PC、テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコンを廃棄する際は、ルールを守ります。
4. 蛍光管や水銀体温計など、水銀を含む廃棄物の適正な排出を徹底します。
5. 区が収集・処理しない資源のうち、店舗等で回収可能なものについて、区民に周知を行います。



名主の滝公園